

福岡県土地家屋調査士会「境界問題解決センターふくおか」 費用規程

(目的)

第1条 この費用規程(以下「規程」という。)は、「境界問題解決センターふくおか」規則(以下「規則」という。)第43条及び第44条の規定に基づき、「境界問題解決センターふくおか」(以下「本センター」という。)の利用に関し必要な費用を定めることを目的とする。

(費用の種類)

第2条 本センターの費用は、相談申出費用、調停申立費用、事前調査費用、調査・測量費用、鑑定費用、期日費用、成立費用及びその他の費用とする。

(相談申出費用)

第3条 相談の申出人(以下「申出人」という。)は、申出と同時に本センターに対し、相談申出費用として30,000円を納付するものとする。

2 相談申出費用は、受付後は返還しない。

(調停申立費用)

第4条 調停の申立人(以下「申立人」という。)は、調停の申立て(以下「申立て」という。)と同時に、本センターに対し、申立費用として40,000円を納付するものとする。

2 調停申立費用は、申立て受理後は返還しない。ただし、調停の申立ての相手方(以下「相手方」という。)が手続に応諾しなかったときは、その半額を返還する。

3 調停申立費用は、申立不受理の場合は返還する。

(事前調査費用)

第5条 申立人は、申立ての受理後、事前調査の実施を承諾したときは、本センターに対し、事前調査費用として50,000円を納付するものとする。なお、調査に係る登記印紙等の公租公課は、別途申立人の負担とし、第1回期日前までに納付するものとする。

2 受領した事前調査費用は、原則として返還しない。ただし、事前調査の業務内容が簡易であったときは、事前調査費用の一部を減額して返還することができる。

3 事前調査の業務内容が複雑な調査を必要とする事件については、当事者の承諾を得て、事前調査費を追加して徴収することができる。

4 センター長は、前二項に規定する事前調査費を減額して返還し、又は追加徴収をする場合には、運営委員会の意見を聞くことができる。

(期日費用)

第6条 当事者は、本センターに対して、2回目以降の調停期日の開始前に当該期日費用として30,000円を納付するものとする。

2 当事者の合意により、期日費用の負担割合を定めたときは、当事者は、それぞれの負担割合に従って期日費用を納付するものとする。

3 期日費用は、調停の期日を指定し、その旨を通知したにもかかわらず、正当な理由がなく当事者が出頭しなかったときは返還しない。

(成立費用)

第7条 当事者は、和解が成立した場合には、調停合意書に解決額として示される経済的利益の額を紛争の価額として、次に掲げる基準による成立費用を、調停合意書の作成時に、本センターに納付するものとする。ただし、解決額の算定が不能の場合の成立費用は、70,000円とする。

- (1) 100万円までは一律8%を乗じた額 (ただし、成立費用の最低額は70,000円とする。)
- (2) 100万円を超え300万円までは、その額に5%を乗じ30,000円を加算した額
- (3) 300万円を超え3,000万円までは、その額に1%を乗じ150,000円を加算した額
- (4) 3,000万円を超えるときは、その額に0.5%を乗じ300,000円を加算した額

2 (削除)

(鑑定費用等)

第8条 当事者は、調停の実施の過程において、調査、測量又は鑑定を依頼したときは、調査、測量又は鑑定の費用(以下「鑑定費用等」という。)を、当該業務の着手前に予納し、業務終了後に費用を精算するものとする。

2 予納する鑑定費用等の当事者間負担額は、当事者の同意を得て担当調停員が定めることができる。ただし、担当調停員は、手続終了時にこれらの費用の当事者負担額及び負担割合を変更することができる。

3 センター長は、調査、測量又は鑑定の費用については、事前に積算基準又は概算見積りを当事者に提示し、当該費用に関してあらかじめ承諾を求めるものとする。

(その他の費用)

第9条 当事者は、調停の実施に要する担当調停員の出張に伴う旅費、宿泊費その他の費用については、当事者の同意を得て担当調停員が定めた当事者の負担額を、費用の発生時に本センターへ支払うものとする。ただし、担当調停員は、手続終了時にこれらの費用の当事者負担額及び負担割合を変更することができる。

(手数料)

第10条 調停合意書の謄写交付手数料は1件につき3,000円とする。ただし、謄写交付手数料の1件の枚数が10枚を超えるものについては、その超える枚数5枚までごとに1,000円を加算した額とする。

2 前項の手数は、申請時に本センターに納付するものとする。

(各費用の支払)

第11条 各費用の支払いは、原則として現金で支払うものとする。ただし、事前に金融機関への振込みによって支払うことができる。

2 当事者は、各費用を金融機関への振込みによって支払ったときは、当該振込みをしたことを証する書面を本センターに提示するものとする。

(消費税に相当する額)

第12条 この規程に定める費用及び手数料の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に

基づき、本センターの役割に対して課せられる消費税に相当する額は含まないものとし、当事者は、当該額を加算して納付するものとする。

(費用の減額)

第13条 センター長は、担当調停員の意見を聞いて、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情を勘案して、運営委員会に諮り費用の一部を減額することができる。

(規程に定めのない事項)

第14条 この規程に定めるもののほか、調停に要する費用が発生したときは、当事者の承諾を得て担当調停員が定める。

(センター運営支援寄付金)

第15条 1項削除

2 (削除)

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附則(施行期日)

この規程は、規則の施行の日(平成20年4月1日)から施行する。

附則(施行期日)

この改正規程は、平成21年2月4日から施行する。

附則(施行期日)(平成26年2月12日改正)

この改正規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則(施行期日)(平成31年3月13日改正)

この改正規程は、平成31年6月1日から施行する。